

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第４０号、公共施設における宗教関連設備の中立性・公平性確保のためのガイドライン整備を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○佐藤委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第４０号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。（「座ったままでよろしいですか」と言う者あり）結構です。

○佐藤委員 陳情第４０号に対する我が会派としての結論は不採択であります。

不採択の理由を簡潔に述べます。そもそも、信教の自由は憲法で保障されており、行政として、宗教法人等が宗教活動で使用する施設の整備及び管理について指導する権限がないことから、願意に沿い難く、不採択といたしました。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第４０号に対します我が会派の判断は、不採択と判断しております。

その理由を簡潔に述べさせていただきます。

本陳情が求めるガイドラインの整備については、現時点で市の公共施設における宗教的中立性が損なわれていると断定できる状況にはなく、具体的な行政上の問題が明確になっているとは言えず、さらに、観光庁の多様な背景を有する訪日外国人旅行者の受入れ環境の充実等もあり、公共性が高いとは言え、民間の施設に対するガイドラインに対しては市が関与するところではないため、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 陳情第４０号に関して、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を述べます。

旭川空港やＪＲ旭川駅にある礼拝スペースは、多様な利用者への配慮の観点から、宗教的・文化的習慣の違いに起因する不便を軽減するために設置されたものであり、陳情者が言われている特定の宗教を優遇する趣旨で設置されたものではありません。

また、自治体がガイドラインを策定するのは、法令だけでは運用にばらつきが生じるおそれがあり、統一的な判断基準が必要となる際に課題がある場合、また、国からの通達によってガイドラインの策定が求められた場合によるものでございます。現状、本市において宗教に関連する施設、設備に関して統一的な判断を要する事案がないことから、願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 日本共産党は、陳情第４０号に関しまして、願意に沿い難いと判断させていただきました。

以下、簡潔にその理由を述べます。

重なる部分もありますけれども、本陳情は、公共施設における宗教の中立性や公平性を担保するためのガイドライン策定を求めるものとなっております。以下の理由から、現時点においてはその必要性は低いと考えます。

まず、現状設置されている礼拝スペースについては、特定の宗教を優遇する趣旨で設置されたものではなく、宗教的・文化的習慣の違いによる不便を軽減し、多様な利用者への配慮の観点から各施設が必要と判断し、対応しているものであります。

また、ガイドラインについては先ほどお話がありました、運用にばらつきが生じるなど、統一的な判断基準が必要となる実務上の課題がある場合だと承知をしているところです。現在、旭川市においては、宗教関連施設を整備する具体的な計画は把握しておらず、統一的な判断を要するような事案が生じている状況にはないと確認をしました。

以上の理由から、現時点で市として統一的なガイドラインを新たに策定する必要性は低いと判断し、本陳情の願意には沿い難いと判断させていただきました。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第４０号、公共施設における宗教関連設備の中立性・公平性確保のためのガイドライン整備を求めることについて、旭川市民連合は不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に判断理由を述べます。

本陳情の課題認識には一定の理解をするものの、当該設備は、教義上厳格な礼拝作法を要する利用者に対する実務上の合理的配慮であり、多文化共生や観光施策の観点からも十分な検討が必要だと考えます。

また、言及されている施設は民間企業や団体が運営主体であり、市がその設備や運用方法に対して直接関与・介入することは適当でないと考えます。

よって、本陳情の願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 不採択にするべきと思っております。

内容は、もう皆さんとほぼ一緒で、本市において、宗教に関する施設、設備を新たに整備する具体的な計画ありませんし、また、継続的に統一的な判断を要する事案が生じていないということが理由であります。

○高橋ひでとし委員長 それでは、不採択とすべきものとする事で全会一致となったことから、陳情第40号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第40号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和8年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第4号、議案第1号、議案第7号、報告第1号ないし報告第3号、報告第5号及び報告第7号の以上9件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮行財政改革部長 最初に、認定第1号、令和7年度旭川市一般会計決算について御説明いたします。各会計歳入歳出決算事項別明細書144ページを御覧ください。歳入総額が1千864億1千175万1千円、歳出総額が1千847億7千334万2千円となり、歳入歳出差引き額、いわゆる形式収支では16億3千840万9千円の剰余となったところでございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源3億1千246万1千円を差し引いた実質収支は13億2千594万8千円となっております。なお、実質収支の2分の1に相当する額、6億6千297万4千円は、条例に基づき財政調整基金に編入をいたしております。

次に、認定第4号の令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算でございますが、事項別明細書172ページを御覧ください。歳入総額が8千187万5千円、歳出総額が8千177万9千円となり、形式収支及び実質収支ともに9万6千円の剰余となっております。

続きまして、総務常任委員会の所管に係る決算の概要について御説明申し上げます。主な事業の執行状況を主要施策の成果報告書で説明させていただきます。

まず、総合政策部所管分でございますが、主要施策成果報告書の19ページを御覧ください。2款1項9目企画費、旭川市立大学施設整備補助金14億2千487万5千円でございます。これは、公立大学法人旭川市立大学が実施する新学部施設整備に係る費用のうち、建設や備品導入など、令和7年度分の支払いに関わる補助を行ったものでございます。

続きまして、防災安全部所管分について御説明申し上げます。26ページを御覧ください。9款1項4目防災対策費、災害時緊急情報配信費3千462万8千円でございます。これは、災害時の避難情報を速やかに伝達するため、総合庁舎の屋上等にスピーカーを整備したほか、災害時における緊急情報の一斉配信システムを構築したものでございます。

続きまして、都市振興部所管分についてです。39ページを御覧ください。2款1項9目企画費、中心市街地活性化推進費3千311万9千円でございます。これは、買物公園エリアのにぎわい創出などを目的とした社会実験、まちにち計画や、駅前広場でのスケートリンクなど、中心市街地の活性化に関わる取組を行ったものでございます。

続きまして、行財政改革部所管分です。65ページを御覧ください。2款1項2目人事管理費、統合型GIS導入費1億8千590万8千円です。これは、各部局が保有、整備する空間データを同一システムに統合することで、情報共有の迅速化や業務を効率化したほか、システムを公表することで市民サービスの向上を図ったものでございます。

続きまして、総務部所管分についてです。主要施策の成果報告書に記載はございませんので、これ以降は事項別明細書での説明をさせていただきます。事項別明細書94、95ページをお開きください。2款5項2目統計調査費、令和7年国勢調査費2億1千297万7千540円でございます。これは、昨年実施した国勢調査に係る調査員報酬や、実施本部のビルの借り上げを行ったものでございます。

続きまして、消防本部所管分です。128、129ページを御覧ください。9款1項3目消防施設費、消防自動車整備費1億6千631万6千77円でございます。これは、消防本部に配置しております各種消防車両や救急車両の更新などを行ったものでございます。

続きまして、認定第4号、令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の主な事業の執行状況について御説明申し上げます。

最初に総務部所管分でございますが、事項別明細書170ページ、171ページを御覧ください。1款1項1目管理費、公共駐車場運営費5千972万6千363円でございます。これは、指定管理者業務委託などを実施したものでございます。

次に、都市振興部所管分ですが、同じく管理費の駅前広場駐車場運営費1千348万2千415円でございます。これは、駐車場運営業務に係る委託や賃貸借などを実施したものでございます。

以上、総務常任委員会の所管に係る決算の概要でございます。

続きまして、議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算につきまして、これは補正予算書で御説明をさせていただきます。

初めに1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、都市計画事業基金積立金など29事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億4千110万7千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりまして、14ページから26ページの事項別明細書の歳出にお示しいたしております事業のうち、最初に14ページをお開きください。2款総務費では、1項6目の都市計画事業基金積立金で165万3千円、9目の新規路線就航支援費で1千668万円、13目の財政調整基金積立金で1千564万7千円、14目の減債基金積立金で3千412万8千円、17ページから19ページの4款衛生費では、19ページの5項1目、病院事業会計補助金で3千196万円、26ページの9款消防費では、1項2目の管理事務費で107万3千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、ページを戻りまして、12ページから13ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますが、12ページの17款国庫支出金では、2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で7千727万3千円、19款財産収入では、1項2目の普通財産収入で3千141万4千円、21款繰入金では、1項1目の財政調整基金繰入金で99万9千円、4目の企業版ふるさと納税基金繰入金で500万円、22款繰越金で8千713万9千円、23款諸収入では、6項4目のその他の収入のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金で107万3千円、24款市債で5億3千670万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、5ページの第5表、地方債補正では、ごみ処理施設整備事業など3件の限度額を更新するものでございます。

続きまして、報告第1号、令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について御説明いたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから比率が算定されなかったところでございます。また、実質公債費比率につきましては8.7%、将来負担比率につきましては79.0%となっており、いずれの比率も早期健全化基準には至っておりません。

次に、報告第2号、令和7年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございますが、対象となる3会計のうち、水道事業会計、下水道事業会計の2会計につきましては、資金不足がなかったことから比率が算定されなかったところでございます。残る病院事業会計につきましては、10億5千205万8千円の資金不足が生じたため、資金不足比率が10.3%となりましたが、経営健全化基準の20%には至っていないところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○土岐総務部長 提出議案のうち、総務部所管の議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第7号、財産の取得につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本案は、消火活動に充てるため、北消防署の水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1台を、山崎自動車株式会社から1億912万円で買収しようとするものでございます。

次に、報告第3号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件、第2豊岡団地建替（3）新築工事につきましては、令和6年6月24日に議決をいただき、契約を締結したもので、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額12億3千169万149円を12億7千790万489円に変更するものでございますが、本工事は令和8年9月11日が竣工日であり、緊急を要するため、令和8年8月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により御報告申し上げ、議会の承認を得ようとするものでございます。

次に、報告第5号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。2件ございますが、いずれも庁用自動車による交通事故に関し、損害賠償の額を定めたものでございます。

整理番号1につきましては、本年5月18日、市内緑町16丁目におきまして、庁用の消防ポンプ車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を28万5千824円と定め、7月30日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

続きまして、整理番号2につきましては、本年5月29日、市内近文町23丁目におきまして、庁用の軽乗用車が相手方の車両と接触をし、損害を与えたもので、その損害賠償の額を6万4千64円と定め、7月30日に専決処分をさせていただいたもので、同じく市の過失割合は100%でございます。

次に、報告第7号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。2件ございますが、いずれもインフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額を変更するものでございます。

整理番号の1、旧第三庁舎解体工事は、令和7年12月17日に議決をいただき、契約を締結したもので、契約金額3億4千12万円を3億4千393万6千935円に変更するもので、令和8年7月10日に専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、整理番号の2、カムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事は、令和7年6月26日に議決をいただき、契約を締結したもので、契約金額1億7千226万円を1億7千516万8千400円に変更するもので、令和8年7月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、報告第5号及び報告第7号につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、第8次旭川市総合計画点検報告書について、理事者から報告願います。

○三宅総合政策部長 第8次旭川市総合計画点検報告書につきまして、御報告申し上げます。

この報告書は、計画の最終年度である令和9年度を迎えるに当たり、これまでの成果や課題、成果指標の達成状況等を把握することを目的として取りまとめたものです。資料としましては、点検報告書と概要版を配付しており、概要版で御説明申し上げます。

1ページは、第8次旭川市総合計画の構成として計画の構造を示しており、2ページは、本市を取り巻く状況を概括的にまとめております。3ページから7ページにかけましては、基本構成に示す5つの基本目標ごとに基本政策、取組・成果、課題、成果指標の進捗状況をまとめております。8ページは、基本計画に示す重点テーマにつきまして、9ページは、都市づくりの基本方策について、推進状況や現状、課題等をまとめております。10ページにつきましては、41の成果指標の状況をまとめたもので、達成が2、向上が19、維持が2、低下が18であり、達成と向上は合わせて21指標、51.2%となっております。

概要版については、説明は以上となります。

点検報告書及び概要版につきましては、市政情報コーナー、またホームページで公表させていただきます。また、今回の点検で整理いたしました各施策の課題等につきまして、十分に考慮し、今後、新しい総合的な計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市行財政改革推進プログラム2024の進行状況について、理事者から報告願います。

○三宮行財政改革部長 御報告申し上げます。

このプログラムは、取組期間を令和6年度から令和9年度までとしておりまして、今回、令和8年度の当初までにおける取組状況をまとめたところでございます。お手元の資料、1ページに全体

の概要を記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

まず、取組の進行状況の実施件数ですが、プログラム全体の取組が54項目ありまして、既に実施済みのものが2件、予定どおり進んでいるものが48件、予定より遅れているものが4件、実施年度未到来、実施不可はゼロ件となっております。

次に、下の表、財源確保額に関する状況でございますが、財源確保目標額の89億円に対しまして、令和8年度当初までの累計では63.9億円を確保した状況となっております、その内訳といたしましては、収入の確保で29.4億円、支出の抑制で34.5億円となっております。

次に、2ページから36ページ目までは、個別の取組項目につきまして、令和5年度までの経過や背景、令和7年度までの実績、進行状況、財源確保額、そして、令和8年度以降の予定等を整理しております。

取組内容といたしましては、おおむね予定どおり進んでおり、引き続き行財政改革に努めてまいります。

なお、本件につきましては、本委員会への報告後にホームページ等に公表する予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市内部統制評価報告書及び審査意見書について、理事者から報告願います。

○土岐総務部長 令和7年度内部統制評価報告書及び審査意見書について御報告をいたします。

初めに、提出資料のうち、内部統制評価報告書を御覧いただきたいと存じます。

本制度は、地方自治法において、導入の努力義務が課せられているもので、事務処理のルールや仕組みを自ら確認し、不適切な事務処理の再発防止を目的としているものでございます。このたび、令和7年度の内部統制の結果を評価し、報告書を作成いたしましたことから、地方自治法の第150条第6項の規定に基づき、本委員会に提出するものでございます。

報告書といたしましては、全体で20ページございまして、冒頭の1ページから4ページでは内部統制の範囲や重要リスク項目の選定の考え方、評価手続のほか、令和7年度の業務レベルでの評価結果といたしまして、誤りは生じていないものの、制度設計上の不備が14件、実際に誤りが発生した制度運用上の不備が69件ございましたことを報告しております。なお、本制度では、市及び市民に対し、大きな経済的、社会的な不利益を生じさせたものを重大な不備として評価することとなっておりますが、令和7年度は該当するものはなかったところでございます。

続きまして、審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

本制度におきましては、報告書を監査委員の審査に付し、議会に提出することとなっており、監査委員からは、本件の評価手続及び評価結果は、重要な点において相当であるとの審査結果をいただいているところでございます。なお、付記意見に対しましては、今後も内部統制制度の浸透を図り、誤りの原因となった事例を庁内で共有しながら、事務の適正化が図られるよう取組を進めてまいります。

最後に、報告書及び審査意見書につきましては、本委員会終了後に全議員に配付をいたしますとともに、ホームページへ掲載等、広く公表する予定でございます。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市国民保護計画の変更について、理事者から報告願います。

○内村防災安全部長 旭川市国民保護計画の変更について御報告いたします。

今回の変更内容は、令和８年度の本市組織の一部変更に伴う旭川市国民保護対策本部の組織、事務分掌の一部修正と、本市の人口や世帯数など、経年による統計数値の修正をしているところでございます。なお、今回は国民保護法施行令第５条の規定による軽微な変更に該当するため、旭川市国民保護協議会への諮問、知事への協議については必要とされていない変更内容となっております。

今後の予定といたしましては、市ホームページにより公表するとともに、関係機関等に対し周知をいたします。

以上、旭川市国民保護計画の変更についての報告となります。よろしくお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前１０時２９分